

退職にかかる年金手続きについて

お問い合わせ ☎

年金班 043-223-4116

《退職前の手続き》

退職をされますと、将来の年金受給に備え、年金待機者としての登録が必要になります。「退職届書」を提出していただき、共済組合加入期間と給料の登録を行います。年金待機者として登録されると「年金待機者登録通知書」が公立学校共済組合から届きますので、年金支給開始年齢に到達するまで大切に保管してください。（退職後引き続き共済組合の組合員になる場合は、待機者登録はされません。）

1. 定年前退職者

退職予定者の報告をいただいた所属へ、12月に「退職届書」を送付しておりますので、千葉支部へ提出してください。報告が済んでいない所属は至急、千葉支部 年金班までご連絡ください。

2. 定年退職者（昭和34年4月2日～昭和35年4月1日生まれの方）

対象者がいる所属は12月に「退職届書」を送付しておりますので、千葉支部へ提出してください。

※市立小・中・特支は教育事務所、市町村費職員は各市町村教委経由でご報告いただきます。

《退職後の手続き》

1. 定年前退職者

組合員が退職して組合員資格を喪失すると、国民年金第2号被保険者の資格も喪失します。

日本国内に居住する20歳以上60歳未満の方は、何らかの公的年金への加入が義務づけられています。60歳前に退職される方は、新たに公的年金への加入が必要になります。

